

令和7年第5回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和7年5月27日（火）15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第3会議室

出席委員

会長 1番 市川 豊 会長

委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員

4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員

6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員

9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員

11番 尾関 洋子 委員

推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員

伊藤 修 委員 堀之内 済 委員

村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員

欠席委員

8番 山本 裕子 委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 岡部 功
書記 青山 侑嗣
書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 3 号	農業振興地域整備計画の変更について
	議案第 4 号	農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について
	議案第 5 号	日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	専決第 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	その他	非農地証明願について 公共転用届について 生産緑地のあっせん願について

	議長 委員 事務局 議長 議長 事務局	ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第 1 号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 集合住宅の場所はどこにあるのか。 申請地のすぐ北東側に建築をする予定です。 他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 1 号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。 なお議案第 2 号については委員に関する案件となります。農業委員会等に関する法律第 3 1 条で、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないと定められているため、該当委員には、事務局説明が終わった後、自己案件の審議の際に退席を求めますのでお願いいたします。 それでは事務局から説明をお願いします。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 3 ページをご覧ください。 3 番の診療所を建築するものについて説明します。 場所は、議案書 4 ページをご覧ください。 申請地は日進市立図書館から東に約 2 0 0 メートルの位置に所在する 1 筆で、登記地目は田、現況地目は畑で、面積は 8 2 8 m²です。 申請者は、現在、愛知県内の病院にて勤務する内科医で、地域に寄り添った診療がしたいという思いがあり、医師として十分な経験を積み、この度独立開業を決意したものです。 開業するにあたって、内科が少ない地区を調査したところ、市街化区域には適地が見当たらず、当該地を選定したものです。 排水については、汚水雑排水は浄化槽で処理した後、雨水
--	---	--

		とともに申請地東側の排水路へ放流する計画となっています。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。 続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」3ページをご覧ください。 4番の調剤薬局を建築するものについて説明します。 場所は、議案書4ページをご覧ください。 申請地は3番の申請地に隣接する1筆で、登記地目は田、現況地目は畑で、面積は493㎡です。 申請者は、平成22年5月に設立された法人で、名古屋・三河を中心に複数の調剤薬局を運営しています。 申請地付近には診療所があるにも関わらず薬局がなく、隣接する建築予定の診療所が困っている旨を聞き、医療コンサルタントからの紹介を受け、開業を計画しました。調剤薬局は医院からの至近の位置に存在する必要があるため、やむを得ず申請地を選定したものです。 排水については、汚水雑排水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地北側の排水路へ放流する計画となっています。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 これより審議に入りますので、該当委員には一時退席をお願いします。 (委員：一時退室) 議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	議長	
	議長	

	委員 事務局	本日の農業委員会の前より事業看板が立っていたが。 日進市開発等事業に関する手続き条例に基づいて、農地転用許可申請より前に看板を設置しております。
	委員	農地転用許可の案件は全て手続き条例を行っているのか。
	事務局	全てではありません。事業内容が手続き条例に該当する場合のみです。
	委員	盛土の高さは。
	事務局	おおよそ 1.3 メートルの盛土をする計画です。
	委員	水質検査は行うのか。
	事務局	本申請の場合は行いません。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
		議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、議案第 2 号については、原案のとおり可決とします。
		退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。
		(該当委員：入室)
	議長	委員に関する案件は全員賛成で可決されましたことを報告します。
		続きまして、議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。
		それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更について」説明いたします。
		5 ページをご覧ください。
		1 番の申出者による案件について説明します。
		場所につきましては、6 ページをご覧ください。
		申出地は東部保育園から南に約 1 0 0 メートルの位置に所在し、地目、現況ともに田で、農地面積は 5 5 2 m²、対象地はその内 5 2. 7 4 m²です。
		土地改良事業の実施状況ですが、昭和 4 5 年度に事業完了した「県営ほ場整備事業日進地区第 1 工区」に該当しま

		す。 申出者は現在、市外で家族４人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、申出地北側の宅地に、一戸建て住宅の建築を計画したものです。 しかし、該当地は道路に面していない為、接道要件が取れず、申出地を宅地への通路として利用することで接道要件を満たすことができるため、やむを得ず申出地を選定したものです。 場所は農用地区域内ですが、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地区域の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。 周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。 排水については、申出地北側の排水路へ放流をする計画となっております。 以上から、除外に必要な要件である農振法第１３条２項各号について、地域計画の達成に関するものを除く要件を満たしていると思われます。 続きまして、議案第３号「農業振興地域整備計画の変更について」説明いたします。 ５ページをご覧ください。 ２番の申出者による案件について説明します。 場所につきましては、７ページをご覧ください。 申出地は愛知東邦大学日進グラウンドから北に約２００メートルの位置に所在し、地目、現況ともに田で、農地面積は９４９㎡、対象地はその内４５０㎡です。 土地改良事業の実施状況ですが、昭和５４年度に事業完了した「団体営農業構造改善事業三本木地区」に該当します。 申出者は現在、市内で夫と２人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、申出地に、一戸建て住宅の建築を計画したものです。 申出者には自己所有地が無く、両親に相談したところ、父親が所有している土地を使用しても良いという承諾を得る
--	--	---

		ことができたため、やむを得ず申出地を選定したことになります。 場所は農用地域内ですが、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地区域の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。 周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。 排水については、汚水雑排水は浄化槽で処理した後、申出地東側の排水路へ雨水とともに放流する計画となっています。 以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、地域計画の達成に関するものを除く要件を満たしていると思われます。 議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第3号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
	議長	
	委員	番号1番について、過去の申出と同じものか。
	事務局	過去の申出とは異なります。
	委員	番号2番について残った農地はどうするのか。
	事務局	所有者が耕作をする予定です。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
		議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします。
	議長	(全員挙手)
		全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。
		続きまして、議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」を議題とします。
	事務局	それでは、事務局から説明をお願いします。
		それでは「第4号農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）について」ご説明します。
		今回の計画変更は、議案第3号の農振整備計画の変更に

		伴うものとなります。 議案書の6ページの最下段、2つ目の「※印」に記載しておりますように、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第2号において、「当該変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。」とされています。 そのため、農振計画の変更の申し出がなされた際には、事前に「地域計画区域からの除外を目的とした変更」が必要となります。 そのことから、6ページ下段の1つ目「※印」に記載しておりますように、地域計画の変更に関して農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、農業委員会への意見聴取を行うものです。 今回の対象地はいずれも東部および中部のそれぞれの地域計画の対象地になっておりますが、色塗りはされておられません。そのため計画の達成には支障はないと判断し、地域計画の対象地から除外する計画の変更を実施するものです。計画の本文については変更がありませんので、議案書への添付は割愛させていただきました。 以上が「第4号農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」の説明です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第4号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	議長	
	委員	地域計画内の耕作放棄地があった場合はどのように管理するのか。
	事務局	地域計画区域内の耕作放棄地に限定した規定等はありませんが、地域計画区域内の耕作放棄地の解消にあたり補助事業に該当する場合があります。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
	議長	全員賛成ということで、議案第4号については、原案のとおり可決とします。

	事務局	続きまして、議案第 5 号「日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）」を議題とします。 なお、番号 2 番については委員に関する案件となります。農業委員会等に関する法律第 3 1 条で、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないと定められているため、該当委員には、事務局説明が終わった後、自己案件の審議の際に退席を求めますのでお願いいたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第 5 号日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について、説明させていただきます。 始めに、議案月を変更した理由について説明します。 今までは市が作成した「農用地利用集積計画」の案を事前に農地中間管理機構に提出し、機構を通じて県の「同意」を受け、最終的に農業委員会で決定、市が公告して利用権開始という流れでした。しかし、先般からご説明しておりますとおり、農業経営基盤強化促進法の改定に伴い、今後は「農用地使用集積等促進計画案」を市で作成し、事前に農業委員会の意見を聴いた上で市で公告して機構に提出。その後機構を通じて県の「認可」を受けて利用権が開始されるという流れに変わります。 簡単に説明すると、今までは市→機構→県で調整した後に最後に農業委員会に諮るという流れから、先に農業委員会に諮った後に機構から県に送るという流れに変わったという説明です。 では議案の説明に移ります。 今回は、1 4 件の利用権設定があります。 説明については、時間の都合上、市内で初めて利用権を設定する新規就農者の方と新規設定農地の案件のみとさせていただきます。 それでは、説明いたします。 8 ページをご覧ください。 整理番号 1 番、借受人は名古屋市千種区に居住する 5 2 歳男性です。 借受人は、令和 6 年度の日進アグリスクール家庭菜園コースを修了しており、初めての利用権設定になります。
--	-----	---

		年間従事日数は１５０日、農業従事者の状況は、本人のみで、農機具所有状況は表右端のとおりです。 場所は９ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、賃料は１筆あたり年間２，５００円で、貸借期間は１年間です。 続きまして、１０ページをご覧ください。 整理番号２番、借受人は東山二丁目に居住する５１歳男性で、令和５年２月に認定を受けた認定農業者です。 年間従事日数は２８７日、農機具所有状況は表右端のとおりです。 場所は１１ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、賃料は１０ａあたり３，０００円で、貸借期間は５年間です。 続きまして、１３ページをご覧ください。 整理番号４番、借受人は米野木町に居住する４６歳男性です。 年間従事日数は３５０日、農機具所有状況は表右端のとおりです。 場所は１４ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、貸借期間は５年の使用貸借権の設定です。 続きまして、１５ページをご覧ください。 整理番号５番、借受人は米野木台に居住する４０歳男性です。 借受人は、令和５年度の日進アグリスクール家庭菜園コースを修了しており、初めての利用権設定になります。 年間従事日数は２００日、農業従事者の状況は、本人のみで、農機具所有状況は表右端のとおりです。 場所は１７ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、貸借期間は３年の使用貸借権の設定です。 続きまして、１６ページをご覧ください。 整理番号６番、借受人は米野木台に居住する４２歳男性です。
--	--	--

		年間従事日数は１００日、農業従事者の状況は、本人のみで、農機具所有状況は表右端のとおりです。 借受人は、令和５年度の日進アグリスクール家庭菜園コースを修了しており、初めての利用権設定になります。 年間従事日数は１００日、農業従事者の状況は、本人のみで、農機具所有状況は表右端のとおりです。 場所は１７ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、貸借期間は３年の使用貸借権の設定です。 続きまして、１８ページをご覧ください。 整理番号７番、借受人は名古屋市名東区に居住する６８歳男性です。 借受人は日進アグリスクール出荷販売コースの講師を務めており、初めての利用権設定になります。 年間従事日数は３００日。農業従事者の状況は、本人のみで、農業用機械の所有状況については、表右端のとおりです 場所は１８ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、貸借期間は１０年の使用貸借権の設定です。 続きまして、２０ページをご覧ください。 整理番号８番、借受人は梅森町に居住する６７歳男性です。 借受人は、平成２９年度の日進アグリスクール家庭菜園コースを修了しており、初めての利用権設定になります。 年間従事日数は１５０日、農機具保有状況は表右端のとおりです。 場所は２１ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、賃料は年間１５,０００円で、貸借期間は５年間です。 続きまして、２３ページをご覧ください。 整理番号１０番、借受人は名古屋市緑区に居住する４４歳男性です。 借受人は、令和６年度の日進アグリスクール家庭菜園コースを修了しており、初めての利用権設定になります。 年間従事日数は１５０日、農機具保有状況は表右端のと
--	--	---

		おりです。 場所は 24 ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、賃料は年間 12,000 円で、貸借期間は 2 年間です。 続きまして、27 ページ 30 ページをご覧ください。 整理番号 13 番、借受人は愛知郡東郷町に居住する 66 歳女性です。 今回の対象地は、利用権設定をしていた旧人・農地プランの担い手が昨年度中に亡くなったため、利用権設定を一度解約し、整理番号 13 番と 14 番の借受人に新規で利用権設定をするものです。 借受人は、対象地にて以前の担い手と、共同で耕作をしていました。 市内で初めての利用権設定になりますが、東郷町内に農地を所有しており、年間従事日数は 300 日、農機具保有状況は表右端のとおりです。 28 ページに利用権設定する土地の明細を示しています。 使用貸借権の権利設定と一部賃借権のものがああります。 続きまして、29 ページをご覧ください。 整理番号 14 番、借受人は藤枝町在住の 47 歳男性で、令和 6 年 3 月に青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者になります。 年間従事日数は 200 日、農業従事者の状況は本人のみで、農機具保有状況は表右端のとおりです。 30 ページに利用権設定する土地の明細を示しています。 使用貸借権の権利設定と一部賃借権のものがああります。 いずれの方も聞取りの結果、農業経験などがあり、利用権設定を行う者として適正であると見込まれます。 議案第 5 号日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について、説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第 5 号について、説明が終わりましたが、番号 2 番を除く案件について、ご意見・ご質問等はございますか。
	議長	

	事務局	続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。専決について一括で報告。)
		・農地法第3条の3第1項の規定による届出 4件 ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 8件 ・農地法第18条第6項の規定による通知 14件
	議長	専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。 他にご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。
		続きまして、その他について、事務局より報告をお願いします。
	事務局	(事務局より報告。)
		・非農地証明願 ・公共転用届について ・生産緑地のあっせんについて
	議長	その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。
		続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願いします。
	事務局	(事務連絡)
		・来月の農業委員会
	議長	6月26日(木) 午後3時 本庁舎4階第2会議室 それでは、これをもちまして、令和7年第5回農業委員会を終了させていただきます。
	(16:00)	長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。